

湖西市規則第37号

湖西市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月22日

湖西市長

田内 浩之

湖西市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

湖西市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年湖西市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「拘置されている」の次に「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の湖西市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第1条の規定は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関する省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第58号）の施行の日から適用する。

